

令和5年（2023年）第4回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）4月25日

枚方市教育委員会

令和5年（2023年）第4回 枚方市教育委員会
定例会議案書

| | |
|---------|-------|
| 日程 1 | 教育長報告 |
|---------|-------|

| 案 件 名 | | |
|---------|-------|--|
| 日程 2 | 報告第2号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について |
| 日程 3 | 報告第3号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（幼稚園） |
| 日程 4 | 報告第4号 | 臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について（幼稚園） |
| 日程 5 | 報告第5号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について |
| 日程 6 | 報告第6号 | 臨時代理事項の報告について (1) 特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について |
| 日程 7 | 報告第7号 | 臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の採用について |

| | | |
|----------|--------|---|
| 日程 8 | 報告第8号 | 臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について |
| 日程 9 | 報告第9号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について |
| 日程 10 | 報告第10号 | 臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について（小中学校） |
| 日程 11 | 報告第11号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動等について（指導主事） |
| 日程 12 | 報告第12号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定について |
| 日程 13 | 報告第13号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について |
| 日程 14 | 報告第14号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について |
| 日程 15 | 報告第15号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市学校運営協議会規則の一部改正について |
| 日程 16 | 報告第16号 | 臨時代理事項の報告について (1) 総括指導主事等に関する規程の廃止について |
| 日程 17 | 報告第17号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について |

| | | |
|----------|--------|---|
| 日程 18 | 報告第18号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について |
| 日程 19 | 報告第19号 | 委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について |
| 日程 20 | 報告第1号 | 臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について |

○開催日時 令和5年(2023年)4月25日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第2号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第32号 職員の定年前早期退職について

- 2 -

職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 5 年（2023 年） 3 月 29 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 3 -

1. 臨時代理の内容

令和 5 年（2023 年） 3 月 31 日付け定年前早期退職

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|--------------|---------------|
| 枚方市立平野小学校 班長 | 技術職員 ・ 青山 理恵子 |

- 4 -

報告第3号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 5 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第33号 職員の人事異動について（幼稚園）

- 6 -

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 5 年（2023 年）3 月 30 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 7 -

1. 臨時代理の内容

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日付け職員の人事異動

| 新 | 氏名 | 旧 |
|-------------------------------|--------|-----------------------------|
| 子ども未来部 主任 | 中嶋 恵美子 | 子ども未来部 主任 併 枚方市立枚方幼稚園 主任 |
| 子ども未来部 主任 併 枚方市立枚方幼稚園 主任 | 須藤 奈緒子 | 子ども未来部 主任 |
| 子ども未来部 主任 併 枚方市立田口山幼稚園 主任 | 澤田 布美 | 子ども未来部 主任 |
| 子ども未来部 班長 併 枚方市立樟葉幼稚園 班長 | 戸井 久子 | 子ども未来部 班長 |
| 子ども未来部 副班長 併 枚方市立香里幼稚園 副班長 | 安田 麻衣 | 子ども未来部 副班長 |

- 8 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|----------------|--------|---------------|
| 枚方市立樟葉幼稚園 係長 | 松岡 千晴 | 子ども未来部 係長 |
| 枚方市立香里幼稚園 主任 | 野々垣 あや | 子ども未来部 主任 |
| 枚方市立枚方幼稚園 班長 | 小川 恵 | 枚方市立田口山幼稚園 班長 |
| 枚方市立田口山幼稚園 副班長 | 内田 あゆさ | 枚方市立枚方幼稚園 副班長 |

- 9 -

報告第4号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 10 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第34号 教職員の人事異動について（幼稚園）

- 11 -

臨時代理第 34 号

教職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 12 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)3月31日付け教職員の退職（任期付幼稚園講師）

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|-----------|------------|
| 枚方市立樟葉幼稚園 | 講師 ・ 末廣 和代 |

令和5年(2023年)4月1日付け教職員の採用（任期付幼稚園講師）

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|-----------|-------------|
| 枚方市立枚方幼稚園 | 講師 ・ 内倉 能理子 |
| 枚方市立枚方幼稚園 | 講師 ・ 小橋 弘美 |
| 枚方市立枚方幼稚園 | 講師 ・ 藤平 雅子 |
| 枚方市立香里幼稚園 | 講師 ・ 谷本 亜木子 |

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|-----------|------------|
| 枚方市立香里幼稚園 | 講師 ・ 森下 愛子 |
| 枚方市立香里幼稚園 | 講師 ・ 瀬尾 愛果 |
| 枚方市立樟葉幼稚園 | 講師 ・ 増田 里佳 |
| 枚方市立樟葉幼稚園 | 講師 ・ 嶋崎 真美 |
| 枚方市立樟葉幼稚園 | 講師 ・ 田中 優生 |
| 枚方市立樟葉幼稚園 | 講師 ・ 奥村 昭子 |
| 枚方市立高陵幼稚園 | 講師 ・ 宮根 純子 |
| 枚方市立高陵幼稚園 | 講師 ・ 木下 聡子 |
| 枚方市立蹉跎幼稚園 | 講師 ・ 南郷 里奈 |
| 枚方市立蹉跎幼稚園 | 講師 ・ 田山 飛鳥 |
| 枚方市立蹉跎幼稚園 | 講師 ・ 吉村 善美 |

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|------------|-------------|
| 枚方市立蹉跎幼稚園 | 講師 ・ 西川 貴美 |
| 枚方市立田口山幼稚園 | 講師 ・ 安楽 千恵子 |
| 枚方市立田口山幼稚園 | 講師 ・ 辻田 民江 |

- 15 -

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 16 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第35号 職員の普通退職について

- 17 -

臨時代理第35号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 18 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)3月31日付け普通退職

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|--------------|--------------|
| 枚方市立中央図書館 主任 | 事務職員 ・ 佐野 智恵 |

- 19 -

報告第6号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 20 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第36号 特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について

- 21 -

臨時代理第36号

特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 22 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)4月1日付け職員の任期更新

任期更新（特定任期付職員）

| 職名 | 職・氏名 | 更新後の任期 |
|------|-----------|-----------------------|
| 副教育長 | 事務職員 岩谷 誠 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで |

- 23 -

報告第7号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 24 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第37号 育児休業代替任期付職員の採用について

- 25 -

臨時代理第 37 号

育児休業代替任期付職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 26 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)4月1日付け育児休業代替任期付職員の採用(管理栄養士)

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|---------------|---------------|
| 総合教育部 おいしい給食課 | 技術職員 ・ 王子谷 桃果 |

- 27 -

報告第8号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号)第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 28 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第38号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

- 29 -

臨時代理第 38 号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 30 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|---------------------|----------------|
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 笹井 厚子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 吉田 明日香 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 池田 みな子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 鈴木 真理 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 川崎 暁子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 富岡 里枝 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 小川 美津恵 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 芝田 千絵 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 山森 清美 |

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|---------------------|----------------|
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 山本 佳子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 田辺 美栄子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 松下 清香 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 玉井 成子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 丸山 まゆみ |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 蒲原 佐和子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 三宅 晴美 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 久保田 典子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 神宮 知里 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 石本 里美 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 橘 里美 |

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|---------------------|----------------|
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 長尾 美帆 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 鈴木 未稀 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 中村 三佳 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 平山 久江 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 能勢 紗恵 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 村田 和江 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 栗野 恵 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 重永 智恵美 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 中間 千晶 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 畠山 栄一 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 松井 香織 |

| 所 属 | 職 ・ 氏 名 |
|---------------------|----------------|
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 重岡 早苗 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 柳澤 剛 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 小塚 敏枝 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 吉村 睦美 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 西野 尚美 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 今道 雅子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 谷口 美貴子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 内田 久美子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 水上 朋子 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 永江 美知恵 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 | 非常勤嘱託 ・ 澤 忍 |

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 35 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第39号 職員の人事異動について

- 36 -

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 37 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）4月1日付け人事異動

他部局へ出向

| 新（参考） | 氏名 | 旧 |
|--------------------------------|-------|-----------------------------|
| 危機管理部長 | 新内 昌子 | 総合教育部長 |
| 危機管理部 危機管理政策課長 | 小林 弘人 | 総合教育部 おいしい給食課長 |
| 市長公室 係長 | 山森 茂雄 | 総合教育部 係長 |
| 総合政策部 | 文田 智裕 | 総合教育部 |
| 市駅周辺まち活性化部 次長 | 山下 恵一 | 総合教育部 教育政策課長 |
| 市民生活部 市民室 地域サービス課 課長代理 兼 津田支所長 | 古川 和子 | 枚方市立中央図書館 課長代理 |
| 市民生活部 税務室 資産税課 課長代理 | 大石 剛正 | 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理 |
| 市民生活部 主任 | 岡市 恵 | 総合教育部 主任 |
| 市民生活部 主任 | 小川 正 | 学校教育部 主任 |
| 市民生活部 主任 | 中村 竜也 | 総合教育部 主任 |

- 38 -

| 新 (参考) | 氏名 | 旧 |
|--|---------|---|
| 健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課 課長代理 兼 枚方市立シルバー作業所長 | 田中 かおり | 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理 |
| 健康福祉部 保健所 保健衛生課 課長代理 | 岩國 真規 | 総合教育部 おいしい給食課 課 長代理 兼 枚方市立第一学校給 食共同調理場長 |
| 子ども未来部 子どもの育ち見守 り室 子ども相談課 課長代理 | 清水 澄一 | 総合教育部 教育政策課 課長代理 |
| 経営戦略室 上下水道財務課 課長代理 | 樋上 勝典 | 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理 |
| 経営戦略室 主任 | 太田 雄介 | 総合教育部 主任 |
| 上下水道部 監督 | 山本 幸治 | 学校教育部 監督 |
| 監査委員事務局 | 西久保 こよみ | 総合教育部 |

異動

| 新 | 氏名 | 旧 |
|--------|-------|---------------|
| 総合教育部 | | |
| 総合教育部長 | 今市 将和 | 市駅周辺まち活性化部 次長 |

- 39 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|--|--------|-------------------------|
| 総合教育部 教育政策課長 | 笠井 二郎 | 上下水道部 上下水道総務室 総務課長 |
| 総合教育部 教育政策課 課長代理 | 岡田 ひとみ | 総合教育部 係長 |
| 総合教育部 新しい学校推進室長 | 畑中 徹 | 総合教育部 新しい学校推進室 課長 |
| 総合教育部 新しい学校推進室 課長 | 西村 隆志 | 危機管理部 危機管理政策課長 |
| 総合教育部 おいしい給食課長 | 亀野 真紀 | 上下水道部 上下水道総務室 営業料金課長 |
| 総合教育部 おいしい給食課 課長代理 兼 枚方市立第一学校 給食共同調理場長 | 内山 義一 | 環境部 環境政策課 課長代理 |
| 枚方市立中央図書館 課長代理 | 中村 希実子 | 市長公室 人権政策室 課長代理 |
| 総合教育部 係長 | 大前 篤 | 観光にぎわい部 係長 |
| 総合教育部 係長 | 片芝 伸友 | 学校教育部 係長 |
| 総合教育部 係長 | 多田 憲史 | 総合教育部 主任 |
| 総合教育部 係長 | 徳田 伴成 | 観光にぎわい部 係長 |

- 40 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|---------------------|-------|---------------------|
| 総合教育部 主任 | 伊藤 未悠 | 健康福祉部 主任 |
| 総合教育部 主任 | 岡井 紀子 | 健康福祉部 主任 |
| 総合教育部 主任 | 小野 采奈 | 総合教育部 |
| 総合教育部 主任 | 貝原 啓介 | 経営戦略室 主任 |
| 総合教育部 主任 | 木村 寛之 | 健康福祉部 主任 |
| 総合教育部 主任 | 工藤 未越 | 総合教育部 |
| 総合教育部 主任 | 田北 守 | 市民生活部 主任 |
| 総合教育部 主任 | 山口 昌也 | 市民生活部 主任 |
| 総合教育部 主任 | 山本 萌恵 | 総合教育部 |
| 総合教育部 | 宮垣 敬佑 | 総合政策部 |
| 総合教育部 | 栗山 純一 | (新規採用) |
| 総合教育部 | 青柳 久美 | (新規採用) |
| 枚方市立招提学校給食共同調理場 副班長 | 平田 元気 | 枚方市立春日学校給食共同調理場 副班長 |
| 枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長 | 皿谷 裕一 | 枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長 |

- 41 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 枚方市立春日学校給食共同調理場 監督 | 西中 満美 | 枚方市立樟葉北小学校 監督 |
| 枚方市立春日学校給食共同調理場 | 井澤 正樹 | (新規採用) |
| 枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長 | 荒木 健造 | 枚方市立招提学校給食共同調理場 班長 |
| 枚方市立藤阪学校給食共同調理場 監督 | 森岡 隆浩 | 枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長 |
| 枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長 | 福田 知香 | 枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長 |
| 学校教育部 | | |
| 学校教育部 次長 | 河田 典子 | 健康福祉部 保健所 副所長(次長級) |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理 | 安村 国彦 | 市立ひらかた子ども発達支援センター 課長代理 |
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理 | 谷口 幹治 | 総務部 総務管理室 財産管理課 課長代理 |

- 42 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|-----------------------------|--------|-----------------------|
| 学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理 | 根尾 穂高 | 経営戦略室 上下水道財務課 課長代理 |
| 学校教育部 係長 | 喜多 信二 | 環境部 係長 |
| 学校教育部 係長 | 田中 義之 | 総合教育部 係長 |
| 学校教育部 係長 | 山下 淳美 | 健康福祉部 係長 |
| 学校教育部 監督 | 岩井迫 英樹 | 総合教育部 監督 |
| 学校教育部 監督 | 梅崎 正和 | 上下水道部 監督 |
| 学校教育部 | 藤原 真理 | (新規採用) |

| 新 | 氏名 | 旧 |
|----------------|-------|-------------------------|
| 小学校技術職員 | | |
| 枚方市立香里小学校 | 寺岡 葉子 | (新規採用) |
| 枚方市立山之上小学校 班長 | 西田 佐和 | 枚方市立香里小学校 副班長 |
| 枚方市立樟葉南小学校 班長 | 鈴木 里華 | 枚方市立藤阪学校給食共同 調理場 班長 |
| 枚方市立津田南小学校 副班長 | 福田 航大 | 枚方市立藤阪学校給食共同 調理場 副班長 |

- 43 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|----------------|--------|---------------------|
| 枚方市立樟葉北小学校 副班長 | 南 沙耶香 | 枚方市立樟葉西小学校 副班長 |
| 枚方市立船橋小学校 班長 | 高橋 順子 | 枚方市立樟葉南小学校 班長 |
| 枚方市立菅原東小学校 副班長 | 伊藤 美由紀 | 枚方市立藤阪学校給食共同 調理場 |
| 枚方市立平野小学校 班長 | 高岡 要 | 枚方市立山之上小学校 班長 |

再任用職員

| 新 | 氏名 | 旧 |
|------------------------|-------|----------------|
| 総合教育部 新しい学校推進室 課長代理 | 松下 明弘 | 土木部 土木政策課 課長代理 |
| 総合教育部 主任 | 乾 晃治 | (新規再任用) |
| 総合教育部 主任 | 川村 太 | (新規再任用) |
| 総合教育部 主任 | 服部 敦司 | (新規再任用) |
| 総合教育部 主任 | 横田 幸恵 | (新規再任用) |
| 枚方市立招提学校給食共同 調理場 班長 | 阿部 俊朗 | 枚方市立船橋小学校 班長 |

- 44 -

| 新 | 氏名 | 旧 |
|-----------------------------|-------|-----------------------------|
| 枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長 | 川上 直 | 枚方市立招提学校給食共同調理場 班長 |
| 学校教育部 教育支援室長 | 木村 聡 | 学校教育部 教育支援室長 兼 総合教育部 副参事 |
| 学校教育部 副参事 (いじめ対策担当) | 前村 卓志 | 市民生活部 税務室長 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理 | 高橋 孝之 | (新規再任用) |
| 学校教育部 | 池田 真弓 | 枚方市立蹉跎西臨時保育室 所長 (係長級) |
| 学校教育部 | 藤並 玲子 | 枚方市立さだ小規模保育施設 所長 (係長級) |
| 枚方市立津田中学校 班長 | 栄野 秀利 | 枚方市立藤阪小学校 班長 |

- ※ 次に該当する者は掲載を省略（ただし、補職に変更がない場合に限る）
- ・係長以下（副主幹含む）の者で、所属部に変更のない者
 - ・教育委員会事務局職員に併任となった施設整備室の学校施設関連業務を担う監督以上の職員
- ※ 課長代理以上は新の機構順・補職順、その他の職員は、機構順・職制ごとの50音順で掲載

- 45 -

(参考)

令和5年度枚方市定期人事異動<概要>

1. 目的

公約施策の達成に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図る。

2. 基本の方針

- (1) 部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、職員個々の力を最大限活かした効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。
- (2) 人事交流や公民連携の取り組み等により、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制をめざす。
- (3) 組織の活性化とパフォーマンス向上に繋がる若年登用と女性活躍を推進する。
- (4) 個々の適性や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図る。

- 46 -

異動者数の状況

| 区分 | 人数 |
|----------------------|----|
| 教育委員会の異動者 | 66 |
| うち他部局への出向者 | 17 |
| うち他部局からの出向者（新規採用を含む） | 27 |
| うち教育委員会内 | 22 |
| うち昇格者 | 9 |

※ 再任用職員を除く

報告第10号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第40号 教職員の人事異動について（小中学校）

- 49 -

臨時代理第40号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2022年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 50 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

任期 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

| 所 属 | 職・氏 名 |
|-------------|----------|
| 枚方市立枚方小学校 | 講師・万谷 朋輝 |
| 枚方市立枚方小学校 | 講師・雲川 育子 |
| 枚方市立枚方小学校 | 講師・柳澤 孝祐 |
| 枚方市立枚方第二小学校 | 講師・高橋 友亮 |
| 枚方市立香里小学校 | 講師・橘 香理 |
| 枚方市立香里小学校 | 講師・小原 明美 |
| 枚方市立香里小学校 | 講師・田中 里奈 |
| 枚方市立香里小学校 | 講師・森本 賢 |

- 51 -

| 所 属 | 職・氏 名 |
|-------------|-----------|
| 枚方市立開成小学校 | 講師・野村 昇希 |
| 枚方市立五常小学校 | 講師・生賀 あすか |
| 枚方市立春日小学校 | 講師・田島 冬夢 |
| 枚方市立春日小学校 | 講師・奥田 拓努 |
| 枚方市立春日小学校 | 講師・藤尾 純一 |
| 枚方市立春日小学校 | 講師・藤原 玲奈 |
| 枚方市立山田小学校 | 講師・松尾 大樹 |
| 枚方市立明倫小学校 | 講師・吉田 誠 |
| 枚方市立明倫小学校 | 講師・坂元 直広 |
| 枚方市立明倫小学校 | 講師・笹野 英明 |
| 枚方市立明倫小学校 | 講師・達 須弥香 |
| 枚方市立殿山第二小学校 | 講師・能美 麻衣子 |
| 枚方市立殿山第二小学校 | 講師・一之瀬 尚人 |
| 枚方市立殿山第二小学校 | 講師・福田 龍之介 |
| 枚方市立殿山第二小学校 | 講師・北田 陽子 |

- 52 -

| 所 属 | 職・氏 名 |
|------------|----------|
| 枚方市立樟葉小学校 | 講師・中川 寛樹 |
| 枚方市立津田小学校 | 講師・松岡 凌以 |
| 枚方市立津田小学校 | 講師・大槻 夢佳 |
| 枚方市立津田小学校 | 講師・後藤 諒輝 |
| 枚方市立菅原小学校 | 講師・側 恵子 |
| 枚方市立菅原小学校 | 講師・丸山 幸音 |
| 枚方市立牧野小学校 | 講師・渡邊 貴文 |
| 枚方市立交北小学校 | 講師・小池 銀一 |
| 枚方市立中宮小学校 | 講師・菱田 賢一 |
| 枚方市立中宮小学校 | 講師・小林 黎央 |
| 枚方市立小倉小学校 | 講師・林 恵 |
| 枚方市立樟葉南小学校 | 講師・藤井 将 |
| 枚方市立磯島小学校 | 講師・田畑 陽子 |
| 枚方市立蹉跎西小学校 | 講師・灘 大和 |
| 枚方市立蹉跎西小学校 | 講師・山本 宗佑 |

- 53 -

| 所 属 | 職・氏 名 |
|------------|-----------|
| 枚方市立蹉跎西小学校 | 講師・森本 大士 |
| 枚方市立蹉跎西小学校 | 講師・小林 美菜 |
| 枚方市立樟葉西小学校 | 講師・内藤 絵里奈 |
| 枚方市立田口山小学校 | 講師・浦上 美和 |
| 枚方市立田口山小学校 | 講師・小倉 智栄 |
| 枚方市立西牧野小学校 | 講師・田熊 宏行 |
| 枚方市立蹉跎東小学校 | 講師・島元 梨花 |
| 枚方市立桜丘北小学校 | 講師・今道 奈那恵 |
| 枚方市立桜丘北小学校 | 講師・田中 涼大 |
| 枚方市立津田南小学校 | 講師・菅原 陸 |
| 枚方市立船橋小学校 | 講師・村澤 良祐 |
| 枚方市立船橋小学校 | 講師・松本 春奈 |
| 枚方市立菅原東小学校 | 講師・中井 宙 |
| 枚方市立山田東小学校 | 講師・山崎 洸太郎 |
| 枚方市立藤阪小学校 | 講師・安藤 真弓 |

- 54 -

| 所 属 | 職・氏 名 |
|------------|-----------|
| 枚方市立平野小学校 | 講師・中村 和矢 |
| 枚方市立平野小学校 | 講師・河村 龍一 |
| 枚方市立禁野小学校 | 講師・原田 佳奈恵 |
| 枚方市立禁野小学校 | 講師・田中 竣 |
| 枚方市立第一中学校 | 講師・杉岡 祐希 |
| 枚方市立第四中学校 | 講師・神野 郁 |
| 枚方市立第四中学校 | 講師・交河 望 |
| 枚方市立津田中学校 | 講師・田中 千絵 |
| 枚方市立津田中学校 | 講師・佐藤 翔馬 |
| 枚方市立中宮中学校 | 講師・大船 匡純 |
| 枚方市立招提中学校 | 講師・本間 章寛 |
| 枚方市立東香里中学校 | 講師・太田 圭祐 |
| 枚方市立山田中学校 | 講師・福田 雅文 |
| 枚方市立桜丘中学校 | 講師・古米 真幸 |
| 枚方市立蹉跎中学校 | 講師・生駒 大地 |

- 55 -

| 所 属 | 職・氏 名 |
|-----------|----------|
| 枚方市立蹉跎中学校 | 講師・小野 武蔵 |

海外派遣

任期 令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

| 所属 | 職・氏 名 | 研修先 |
|-------------|----------|--------------------|
| 枚方市立殿山第二小学校 | 教諭・高橋 聡史 | シンガポール日本人学校クレメンティ校 |
| 枚方市立桜丘中学校 | 教諭・中村 翔子 | アグアスカリエンテス日本人学校 |

任期延長 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

| 所属 | 職・氏 名 | 研修先 |
|------------|----------|---------------|
| 枚方市立氷室小学校 | 教諭・伊丹 初希 | デュッセルドルフ日本人学校 |
| 枚方市立小倉小学校 | 教諭・高橋 智子 | シカゴ日本人学校 |
| 枚方市立長尾西中学校 | 教諭・藤原 正幸 | プノンペン日本人学校 |

- 56 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 57 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第41号 職員の人事異動等について（指導主事）

- 58 -

職員の人事異動等について（指導主事）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）3月31日付け指導主事等の人事異動

退職

| 所 属 | 職・氏 名 |
|------------------------|-------------|
| 学校教育部長 | 指導主事・位田 真由子 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・橋本 晋 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・日下 和繁 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・川端 久士 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長 | 事務職員・中村 拓実 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 | 指導主事・矢島 義嗣 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 | 指導主事・小野 哲也 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長 | 事務職員・佐藤 正志 |
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹 | 指導主事・小林 佐知江 |
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長 | 事務職員・橋本 烈 |

令和5年（2023年）4月1日付け指導主事等の人事異動

採用

| 所 属 | 職・氏 名 |
|------------------------|-------------|
| 学校教育部長 | 指導主事・新保 喜和 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・澤 廣一郎 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・世古 祐太 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長 | 事務職員・大野 晴彦 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 課長 | 指導主事・植田 剛志 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 | 指導主事・山城 永倫美 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長 | 事務職員・永野 雅也 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長 | 事務職員・久保 浩司 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長 | 事務職員・山路 和明 |
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹 | 指導主事・棚田 惇基 |
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長 | 事務職員・垣上 祐哉 |
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長 | 事務職員・小谷 麻子 |

- 61 -

異動

| 新 | 職・氏 名 | 旧 |
|---------------------------|------------|---------------------------|
| 学校教育部 次長 兼 学校教育室長 | 指導主事・齋藤 博 | 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課長 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課長 | 指導主事・倉田 仁司 | 学校教育部 学校教育室 教育研修課長 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・秋葉 隆声 | 学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・中山 陽子 | 学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 | 指導主事・大矢 真之 | 学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長 |
| 学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹 | 指導主事・宮川 裕司 | 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 |

長期研修

| 所属 | 職・氏 名 | 研修先 |
|-------------------------|------------|-----------------------------|
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長 | 事務職員・高橋 瑞人 | 文部科学省 初等中等教育に関する実務 研修 |

- 62 -

総括指導主事の指名

期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

| 所 属 | 職・氏 名 |
|------------------------|-------------|
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・秋葉 隆声 |
| 学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹 | 指導主事・中口 恵未子 |
| 学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 | 指導主事・栗田 香里 |
| 学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹 | 指導主事・角 政人 |
| 学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹 | 指導主事・伊藤 閣啓 |
| 学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹 | 指導主事・吉田 努 |
| 学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹 | 指導主事・吉川 茂樹 |

- 63 -

報告第12号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 64 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第42号 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の
制定について

- 65 -

臨時代理第42号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 66 -

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例（令和5年枚方市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(委員の数等)

第3条 委員のうち次の各号に掲げるものの数は、当該各号に定める数以内とする。

- (1) 条例第4条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員 1人
 - (2) 条例第4条第2項第2号に掲げる者のうちから任命された委員 4人
 - (3) 条例第4条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2人
- 2 前項第1号に掲げる委員は、指導主事でないなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の廃止)

2 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

報告第13号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第43号 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について

- 69 -

臨時代理第43号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の
一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 70 -

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条 第1項ただし書及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条 第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条 第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）とみなして、第2条の規定による改正後の教育長に委任する事務等に関する規則の規定を適用する。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定を適用する。

臨時代理第43号参考資料

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|
| <p>[枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則関係]</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、校長が別に定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの時間内（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの間で別に定める時間内）に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変えることができる。</p> <p>[教育長に委任する事務等に関する規則関係]</p> | <p>[枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則関係]</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、校長が別に定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの時間内（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの間で別に定める時間内）に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変えることができる。</p> <p>[教育長に委任する事務等に関する規則関係]</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>(教育長等の専決事項)</p> <p>第5条 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事項については、教育長に専決させることができる。</p> <p>(1) 事務局等の職員（府費負担教職員を除く。）のうち、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>定年再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]</p> <p>(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>定年再任用</u></p> | <p>(教育長等の専決事項)</p> <p>第5条 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事項については、教育長に専決させることができる。</p> <p>(1) 事務局等の職員（府費負担教職員を除く。）のうち、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]</p> <p>(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>再任用短時間</u></p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|
| <p><u>短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関することについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監又は総務部若しくは子ども未来部に属する職員に専決又は代決をさせることができる。</p> <p>3・4 [略]</p> | <p>勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関することについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監又は総務部若しくは子ども未来部に属する職員に専決又は代決をさせることができる。</p> <p>3・4 [略]</p> |

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 75 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第44号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

- 76 -

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 77 -

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（職務等）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 主幹の職にある指導主事のうち、総括指導主事及び副総括指導主事として教育長の指名を受けた者の担任事務は、次のとおりとする。

- (1) 指導主事に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する事務の執行の調整に関すること。
- (3) 総括指導主事にあつては、副総括指導主事が複雑な事務を処理する場合における当該副総括指導主事に対する必要な助言に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--|
| <p><u>（職務等）</u></p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>主幹の職にある指導主事のうち、総括指導主事及び副総括指導主事として教育長の指名を受けた者の担当事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指導主事に対する指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する事務の執行の調整に関すること。</u></p> <p><u>(3) 総括指導主事にあつては、副総括指導主事が複雑な事務を処理する場合における当該副総括指導主事に対する必要な助言に関すること。</u></p> | <p><u>（職務）</u></p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> |

報告第15号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第45号 枚方市学校運営協議会規則の一部改正について

- 81 -

臨時代理第45号

枚方市学校運営協議会規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 82 -

枚方市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

枚方市学校運営協議会規則（平成31年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「P T A」の次に「（P T Aがない対象学校にあっては、当該対象学校の校長）」を加える。

第5条の見出し中「任命」を「任期等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

臨時代理第45号参考資料

枚方市学校運営協議会規則の一部改正について

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対象学校のP T A（<u>P T Aがない対象学校にあっては、当該対象学校の校長</u>）が推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（委員の<u>任期等</u>）</p> <p>第5条 [略]</p> | <p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対象学校のP T Aが推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（委員の<u>任命</u>）</p> <p>第5条 [略]</p> |

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 85 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第46号 総括指導主事等に関する規程の廃止について

- 86 -

総括指導主事等に関する規程の廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 89 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第47号 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

- 90 -

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 91 -

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1主任、班長、副班長及び係員（再任用職員に限る。）の属する職制上の段階の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の規定を適用する。

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

| 新（改正後） | | 旧（現行） | |
|---|-------|---|-------|
| 別表第1（第3条関係） | | 別表第1（第3条関係） | |
| 職制上の段階 | 標準的な職 | 職制上の段階 | 標準的な職 |
| 主任、班長、副班長及び係員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に限る。）の属する職制上の段階 | [略] | 主任、班長、副班長及び係員（ <u>再任用職員</u> に限る。）の属する職制上の段階 | [略] |
| 会計年度任用職員の職の属する職制上の段階 | [略] | 会計年度任用職員の職の属する職制上の段階 | [略] |
| 備考 [略] | | 備考 [略] | |

報告第18号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第48号 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

- 95 -

臨時代理第48号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 96 -

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育課程検討委員会の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|---------------------------|----------------|--|---|------------|--------------|---------------------------------------|
| 別表教育課程検討委員会の項の次に次のように加える。 | 中学校活動の在り方検討委員会 | 市立の中学校におけるクラブ活動（以下「中学校部の在り方活動」という。）の在り方について検討するため。 | (1) 中学校部活動の地域連携に関すること。 (2) 中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。 | 学校教育 部長 | 観光にぎ わい部長 | 学校教育 部 学校教育 部 教室教育 指導課 |
|---------------------------|----------------|--|---|------------|--------------|---------------------------------------|

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

臨時代理第48号参考資料

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

| 新（改正後） | | | | | | 旧（現行） | | | | | |
|-----------------|--|--|--------|----------|---------------------------|-----------|-----|------|-----|------|------|
| 別表（第3条関係） | | | | | | 別表（第3条関係） | | | | | |
| 名称 | 目的 | 担当事務 | 委員長 | 副委員長 | 所管部署 | 名称 | 目的 | 担当事務 | 委員長 | 副委員長 | 所管部署 |
| 教育課程検討委員会 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 教育課程検討委員会 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 | 【略】 |
| 中学校部活動の在り方検討委員会 | 市立の中学校におけるクラブ活動（以下「中学校部活動」という。）の在り方について検討するため。 | 1) 中学校部活動の地域連携に関すること。 2) 中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関すること。 3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。 | 学校教育部長 | 観光にぎわい部長 | 学校教育部 学校教育部 教室教育指導課 | | | | | | |

令和5年（2023年）第4回 枚方市教育委員会
定例会議案書
(追加)

| 案 件 名 | |
|-------|-----------------------|
| 議案第1号 | 枚方市支援教育充実審議会委員の委嘱について |

- 開催日時 令和5年（2023年）4月25日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

議案第1号

枚方市支援教育充実審議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 委員の委嘱

委嘱理由 これまでの支援教育を総括したうえで、支援教育に関わる様々なテーマごとに、今後の枚方市の支援教育の在り方や質の向上方策について審議を行うための委員を新たに委嘱するもの。

委嘱委員 次ページのとおり

委嘱期間 令和5年（2023年）5月1日から
 令和7年（2025年）4月30日まで

- 2 -

枚方市支援教育充実審議会委員候補者名簿

任期：令和5年（2023年）5月 1日から
令和7年（2025年）4月 30日まで

| 分野 | 選出区分 | 氏名 | 推薦団体・所属 | 期数 |
|------|-------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----|
| 医学 | 学識経験を有する者 | 柏木 充 <small>かしわぎ みつる</small> | 市立ひらかた病院 | 1期目 |
| 教育学 | 教育に関する 専門的知識を有する者 (教育学(支援教育)) | 山下 敦子 <small>やました あつこ</small> | 神戸常盤大学 | 1期目 |
| | | 相澤 雅文 <small>あいざわ まさふみ</small> | 京都教育大学 特別支援教育臨床 実践センター | 1期目 |
| | | 野口 晃菜 <small>のぐち あきな</small> | 一般社団法人 UNIVA | 1期目 |
| 福祉学 | 福祉に関する専門的 知識を有する者 | 小寺 鐵也 <small>こてら てつや</small> | 種智院大学 | 1期目 |
| 臨床心理 | 臨床心理に関する専門 的知識を有する者 | 奥出 久美 <small>おくで くみ</small> | 大阪心理カウンセリン グセンター | 1期目 |

- 3 -

| 分野 | 選出区分 | 氏名 | 推薦団体・所属 | 期数 |
|-----|--|--------------------------------|-----------------------------|-----|
| 法律 | 学識経験を有する者 | 渡邊 かおり <small>わたなべ</small> | 大阪弁護士会 | 1期目 |
| 教育 | 教育に関する 専門的知識を有する者 (小中学校の支援教育) | 武田 正道 <small>たけだ まさみち</small> | 枚方市立小学校長会 | 1期目 |
| | | 椛山 佐由里 <small>かばやま さゆり</small> | 枚方市立中学校長会 | 1期目 |
| 教育 | 教育に関する 専門的知識を有する者 (支援教育コーディネーター) | 内田 順子 <small>うちだ じゅんこ</small> | 枚方市立小学校 支援教育 コーディネーター | 1期目 |
| | | 東野 恵子 <small>ひがしの けいこ</small> | 枚方市立中学校 支援教育 コーディネーター | 1期目 |
| 保護者 | 関係団体を代表する者 | 牧村 剛 <small>まきむら つよし</small> | 枚方市PTA協議会 | 1期目 |
| 保護者 | 公募による市民 | 小出 伶奈 <small>こいで れいな</small> | 枚方市立小学校保護者 | 1期目 |

- 4 -

| | | | | | |
|-----|---------|-----------|-----------|------------|-----|
| 保護者 | 公募による市民 | ひろい 廣井 | りえ 理恵 | 枚方市立中学校保護者 | 1期目 |
| 市民 | 公募による市民 | いむら 井村 | よしみ 恵美 | 市民 | 1期目 |

教育委員会の活動状況（令和5年3月21日～4月18日分）

| 日時 | | 会議・行事等 | 場所 | 出席者 |
|-------|---|---|-------------|--------------------------|
| 3月24日 | 金 | 総合教育会議 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員 |
| 3月24日 | 金 | 枚方小学校PTA主催 映画「夢みる小学校」学校関係者向け試写会 | 枚方小学校 | 尾川教育長 谷元・橋野教育委員 |
| 3月27日 | 月 | 第3回教育委員会定例会・協議会 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員 |
| 3月27日 | 月 | 市長等（特別職）と監査委員との懇談会 | 枚方市役所 | 尾川教育長 |
| 3月28日 | 火 | 感謝状贈呈式（株式会社 グランツ） | 枚方市役所 | 尾川教育長 |
| 3月29日 | 水 | 自動車寄贈式（株式会社 西鶴） | ハピネスパーク牧野霊園 | 尾川教育長 |
| 3月30日 | 木 | 臨時校長会 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 |
| 3月30日 | 木 | いじめ重大事態報告書に係る面談 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 |
| 3月31日 | 金 | 辞令交付式 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 |
| 3月31日 | 金 | 令和5年3月緊急議会 | 枚方市役所 | 尾川教育長 |
| 4月3日 | 月 | 辞令交付式 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 谷元・橋野・中西教育委員 |
| 4月4日 | 火 | アマゾンウェブサービスジャパン合同会社パブリック セクター教育事業本部長との面談 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 |
| 4月4日 | 火 | 校園長会 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 橋野・近藤・中西教育委員 |

1 / 2 ページ

| 日時 | | 会議・行事等 | 場所 | 出席者 |
|-------|---|--|-------------------------|--------------------------|
| 4月5日 | 水 | 守口市教育長との面談 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 |
| 4月6日 | 木 | 小学校入学式 | 枚方市立小学校 | 尾川教育長 橋野・近藤・中西教育委員 |
| 4月6日 | 木 | 令和5年度市町村教育委員会教育長会議 | アウリーナ大阪 | 尾川教育長 |
| 4月7日 | 金 | 中学校入学式 | 枚方市立中学校 | 尾川教育長 橋野・近藤教育委員 |
| 4月10日 | 月 | 幼稚園入園式 | 枚方市立幼稚園 | 尾川教育長 橋野・近藤・中西教育委員 |
| 4月11日 | 火 | 枚方市私立幼稚園園長会会長との面談 | 枚方市役所第3分館 （旧枚方市市民会館） | 尾川教育長 |
| 4月13日 | 木 | 教育政策会議 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員 |
| 4月14日 | 金 | 感謝状贈呈式（株式会社 西鶴） | 枚方市役所 | 尾川教育長 |
| 4月14日 | 金 | 教頭会 | 輝きプラザきらら | 尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員 |
| 4月14日 | 金 | 令和5年度大阪府都市教育長協議会 総会 | アウリーナ大阪 | 尾川教育長 |
| 4月14日 | 金 | 令和5年度大阪府都市教育長協議会 4月定例会 | アウリーナ大阪 | 尾川教育長 |
| 4月18日 | 火 | 感謝状贈呈式（株式会社 エム・ジー・コーポレーション （明月館グループ）） | 枚方市役所 | 尾川教育長 |

2 / 2 ページ

| 第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録 | | | |
|---------------------|-------------------|---|------------------|
| 開会 | 令和5年4月25日午前10時00分 | 閉会 | 令和5年4月25日午後0時05分 |
| 休憩 | なし | | |
| 日程 | 議案番号 | 案 件 | 結果 |
| 1 | | 教育長報告 | |
| 2 | 報告第2号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について | 承認 |
| 3 | 報告第3号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (幼稚園) | 承認 |
| 4 | 報告第4号 | 臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について (幼稚園) | 承認 |
| 5 | 報告第5号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について | 承認 |
| 6 | 報告第6号 | 臨時代理事項の報告について (1) 特定任期付職員 (副教育長) の任期の更新について | 承認 |
| 7 | 報告第7号 | 臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の採用について | 承認 |
| 8 | 報告第8号 | 臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員 (通年任用) の新規採用について | 承認 |
| 9 | 報告第9号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について | 承認 |
| 10 | 報告第10号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (小中学校) | 承認 |
| 11 | 報告第11号 | 臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動等について (指導主事) | 承認 |
| 12 | 報告第12号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定について | 承認 |
| 13 | 報告第13号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について | 承認 |

| | | | |
|----|--------|--|----|
| 14 | 報告第14号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について | 承認 |
| 15 | 報告第15号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市学校運営協議会規則の一部改正について | 承認 |
| 16 | 報告第16号 | 臨時代理事項の報告について (1) 総括指導主事等に関する規程の廃止について | 承認 |
| 17 | 報告第17号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について | 承認 |
| 18 | 報告第18号 | 臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について | 承認 |
| 19 | 議案第1号 | 枚方市支援教育充実審議会委員の委嘱について | 可決 |
| 20 | 報告第19号 | 委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について | 聴取 |
| 21 | 報告第1号 | 臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について | 承認 |

| | | | | | |
|-----|--------------------------------|-------|-----|-----------------|--------|
| 構成員 | 教 育 長 | 尾川 正洋 | 構成員 | 教 育 委 員 | 近藤 孝 |
| | 教 育 委 員 | 谷元 紀之 | | 教 育 委 員 | 中西 悠子 |
| | 教 育 委 員 | 橋野 陽子 | | | |
| 説明員 | 副 教 育 長 | 岩谷 誠 | 説明員 | 教 育 政 策 課 長 | 笠井 二郎 |
| | 総 合 教 育 部 長 | 今市 将和 | | 学 校 支 援 課 長 | 北田 浩之 |
| | 学 校 教 育 部 長 | 新保 喜和 | | 児 童 生 徒 支 援 課 長 | 倉田 仁司 |
| | 総 合 教 育 部 次 長 | 大西 佳則 | | 教 職 員 課 長 | 高山 和子 |
| | 学 校 教 育 部 次 長 | 河田 典子 | | 教 育 指 導 課 長 | 井手内 太吾 |
| | 学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 室 長 | 齋藤 博 | | | |

| | | | | |
|--------------------------|-------|-------|-----------|-------|
| 学 校 教 育 部 教 育 支 援 室 長 | 木村 聡 | 記 録 | 教育政策課課長代理 | 高松 健大 |
| 学校教育部副参事 (いじめ対策担当) | 前村 卓志 | 傍聴の人数 | | 2人 |

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議の出席者は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において谷元委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日追加案件として、議案第1号、支援教育充実審議会委員の委嘱についてが提出されましたので、議案第1号を日程21として追加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程1、教育長報告を行います。

今回の教育長報告では、前回定例会で報告した以降の私の活動状況を報告させていただき、その後、教育委員さんの活動状況についてご報告いただきます。

また、最近の新型コロナの感染状況等、支援教育の状況、いじめ対応に係る教育委員会事務局の体制整備、総合型放課後事業の状況、全国学力学習状況調査や大阪府が実施したすくすくウォッチの実施状況について、後ほど事務局から報告させていただきます。

まずは、前回定例会後の私の活動状況でございます。

これは教育委員会全体になりますけれども、まず、3月24日に総合教育会議が開催されております。いじめ重大事態についての意見交換をテーマに、市長と教育委員会で協議をしました。この会では、様々意見交換をさせていただき、市長からも、しっかりと原因分析をして対応策を検討していきたいこと、また、市長部局のほうでいじめを早く止めていくということについて、体制を整備していくということについて考えていきたいというようなお考えを聞かせていただいたところでございます。

3月27日ですが、監査委員との懇談会が開催され、教育委員会の案件では、おいしい給食課の学校給食調理場の管理運営に係る事務処理について不適切な対応があったことから、指摘・改善事項を受けております。また、理科薬品の管理や、学校園における個人情報を含む書類管理の適正な取扱いが求められています。これらにつきましては、既に改善に取り組んでいるところですが、今後もしっかりやっていきたいと考えております。

次に、3月30日ですが、いじめ重大事態報告書に係る面談ということでございます。関係者の一部に服務上の処分が行われたことなどを踏まえまして、いじめ重大事態報告書に係る被害生徒や保護者との面談を行ったところです。

4月6日ですが、令和5年度市町村教育委員会教育長会議が行われ、大阪府教育長から令和5

年度の取り組みや予算についての説明がございました。4月14日には、大阪府都市教育長協議会総会・定例会が開催され、令和5年度の事業計画などについて協議いたしました。また、この中では、令和6年度予算に係る国への緊急要望として、少子化対策の中に義務教育の質の向上に係る事項についても盛り込んでもらえるよう枚方市から提案させていただいたところ、要望書を提出する方向で検討するということになっております。

次に、各種イベント・感謝状贈呈式でございますが、3月28日、29日、それから、4月14日、18日に感謝状贈呈式などが行われております。株式会社グランツ様からは防犯ブザー、株式会社西鶴様からは教育委員会事務局用の自動車、株式会社エム・ジー・コーポレーション様からは、寄附金を頂き、小学校1年生の黄色い帽子や旗の購入に活用させていただいたところでございます。

入学式・入園式につきましては、後ほど近藤委員のほうからご報告いただきます。

それでは、教育委員の活動状況についてということで、まずは近藤委員からお願いします。

○近藤委員　ご報告させていただきます。

4月6日、樟葉小学校の入学式に参加させていただき、4クラス、118名の新1年生の笑顔を見させていただきました。今年が創立150周年の記念すべき年であるということでもございました。また、校長は初めての校長としての着任とお伺いしておりましたが、新1年生には理解しやすく、優しいお言葉で語りかけるようにお話されており、保護者の皆様方にも安心と笑顔を誘う内容でございました。久しぶりに来賓として地域の役員の皆様をお迎えでき、樟葉幼稚園の中井園長も来ておられ、コロナ禍の影響を受けた3年間も、少しずつ以前に近づく一歩と感じながら、来賓からの1年生への「入学おめでとうございます」の優しい声かけも印象的でございました。在校生は新入生への学校での生活の紹介を舞台上で寸劇にして行ってくれておりました。一生懸命に練習したなど感じさせる内容で、登校時の交通ルールや朝の挨拶、授業への態度、休み時間の過ごし方、給食時の注意など、演じてくれている間、1年生が食い入るような眼差しで鑑賞し、うなずきながらだんだんと緊張がほぐれ、小学校生活への期待に笑顔が増えていくのが垣間見えました。式典も終わりました、来賓の皆様が図書室に戻ってこられてからの雑談で、コミュニティ会長の「入学式で多くの児童を見られるのは幸せだな」との一言が、学校運営を地域が支えてくれている原動力だとも感じた次第でございます。

4月10日、樟葉幼稚園の入園式に参加させていただきました。3歳児23名、4歳児23名、5歳児29名と総数75名の在園規模となっており、この75名のうち支援を要する園児は9名とのことでございました。4日前の入学式に伺った樟葉小学校の太田校長も入園式に参加しておられ、中井園長いわく、樟葉幼稚園と樟葉小学校は給食体験などを通して樟葉小学校と園児の交流をどんどん深めていっているというようなことを聞いております。

幼稚園から小学校へと遊びや学びを円滑につなげることは非常に重要です。4月4日、校園長会で、伏見市長の冒頭のご挨拶で述べられていた、幼保小の架け橋プログラムは、令和4年文科省の公募で全国19自治体が応募、採択されました。その中でも枚方市の事業計画は小学校敷地内にある協力園における研究の経過や研究内容の好事例を、どの地域においても活用可能なカリキュラムを開発することを調査研究する事業ということでした。昨年6月22日には、田口山幼稚園で

カリキュラムマネジメント研修が行われております。就学前施設は小学校に向け、小学校は五、六歳の育ちを一体的に捉えた教育を進めることを目指しての取り組みとなっております。30年ほど前の小1プロブレムと呼ばれる小1の授業が成立しない事象や、その当時、大きな問題になっておりましたが、課題も改善されてはきましたが、さらに改善し、遊びを通じた学びで得る主体的な思考・想像力・協力・共有などの様々な要素をさらに円滑に小学校につなげることを切に願っております。

また、本年度より小学校で実施されました総合型放課後事業におきましても、学びや遊びに没頭する環境はさらに整ってきたと感じます。過日、NHKでも取り上げられましたが、放課後オープンスクエアの登録人数は4月13日時点で3,600名余りと伺っております。まだ増加傾向で、学童保育待機児童は昨年の130名から今年の4月は6名と、事業の一体的運営で保護者ニーズへの選択肢を広げた結果と感じており、関係各位の皆様の努力に深く感謝申し上げます。以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。あとお二人よろしかったでしょうか。ありがとうございます。教育委員の活動状況については以上でございます。

先ほど、近藤委員からお話もありましたけど、4月3日の辞令交付式は3年ぶりに対面で行われていて、ポストコロナということで、これから対面での対応をどんどん進めていくというような状況になってくるかと思えます。その中でも、これまでのコロナ前の状況に丸々戻るのではなく、リアルとオンラインの両方を追及していくという取り組みも必要だと思います。また、近藤委員からお話しいただいたように、幼保小の連携という話につきましては、これからの個別最適な学びにもつながってくる。子どもたちの学びを就学前から小学校に、いかにしてつなげていくかということが大事なポイントになると思いますので、その辺り、引き続き校長会等で各学校にも共有させていただきながら取り組みを進めていきたいと考えております。

それでは、続きまして、事務局からの報告をお願いしたいと思いますが、まず、新型コロナウイルスの感染状況について、河田学校教育部長のほうから報告をお願いします。

○河田学校教育部長 ご説明させていただきます。

児童生徒の新型コロナウイルスの感染状況でございますが、第8波のピーク、12月、1月のときは小中合わせて1,000人を超えておりましたが、3月におきましては小中合わせまして30名弱となっております。4月の数字はまだ出ておりませんが、3月、4月ともに学級閉鎖は今のところ報告を受けておりません。また、出席停止についてなんですけれども、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法上2類相当から5類相当に変更となるということを受けまして、学校の出席停止につきまして、陽性が確認された方は7日出席停止が基準で、また、濃厚接触者は5日でございますが、5月8日以降につきましては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するということを目安に出席停止を定める予定です。これについては、今、国のほうで省令の改正手続が行われておりまして、こちらが確定いたしましたら学校園と保護者に通知を出させていただく予定にしております。

また、そのほかに、教育委員会として取扱いが変更になる点が3点ございます。

小学校のトイレ清掃委託、それから学校臨時休業対策事業補助金、これはコロナの影響により

給食を実施しなかった場合の給食費の返戻についてのものです。また、修学旅行等キャンセル料の負担について、この3点を取り扱いの変更に伴いまして終了とさせていただき予定にしております。ご報告は以上でございます。

○尾川教育長 この関係で、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、支援教育の今年度の状況について、倉田児童生徒支援課長のほうから報告をお願いします。

○倉田児童生徒支援課長 それでは、支援教育の今年度の状況について説明させていただきます。

通級指導教室につきましては、小学校20校22教室、中学校19校21教室、設置しています。

小学校には、これまで他校通級指導教室13教室を設置しており、今年度より、新たに自校通級指導教室9教室を設置しました。なお、津田小学校には、自校通級指導教室、他校通級指導教室ともに設置しております。また、磯島小学校には発達障害通級指導教室と難聴通級指導教室の2教室を設置しています。

中学校には、これまで他校通級指導教室2教室を設置しており、今年度より、新たに自校通級指導教室19教室を設置しました。なお、第一中学校と長尾西中学校には自校通級指導教室、他校通級指導教室ともに設置しています。

また、今年度は、小学校22教室、中学校21教室、全て府費による配置となっております。

特別支援教育支援員には、雇用時期を前倒しし、3月及び4月に配置前研修を合計6日間実施いたしました。内容としましては、業務や心構え、子どもへの対応の基本、地方公務員の守秘義務、発達障害の特性と理解、実践的なロールプレイ、意見交流、振り返り等を行い、研修を受講した特別支援教育支援員からは、業務を行う前にイメージがつかめたなどの感想が聞かれました。

LITALICO教育ソフトにつきましては、支援教育の質的向上、業務負担の軽減、通常の学級や学校全体での活用を目的として、全校に導入しております。先日の教育課程説明会において、改めて活用方法について教職員に研修を行いました。支援学級に在籍する新入生については、1人1人の児童生徒の障害の状況に応じた支援を行うために、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、見直しを学校には指示しています。その際には、就学前施設や小学校からの引継ぎ及び保護者等の連携で得た情報を含めることに留意し、今年度から導入のLITALICO教育ソフトを活用するなどして、当該の児童生徒に対する丁寧なアセスメント及び効果的な支援に努めるよう、学校に説明しています。以上となります。

○尾川教育長 ありがとうございます。この件で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、いじめ対応に係る教育委員会事務局の体制強化を図りましたので、新保学校教育部長のほうから報告をお願いします。

○新保学校教育部長 いじめ対応に係る教育委員会事務局の体制強化についてご説明させていただきます。

今年度は、次長2人体制に戻し、また、これまで生徒指導グループと支援教育グループの2グループ体制で、生徒指導グループがいじめ対策を担当してきましたが、今後は、これに加え、いじめ対策グループを新設し、副参事以下5名と中学校校長OBのプランナー1名でいじめ対策に対

応していきます。

また、法的な課題や被害児童生徒の心のケアにも対応できるよう、弁護士及びスクールソーシャルワーカーを配置します。

人権政策室においても、体制強化やいじめ相談窓口の設置を予定しており、今後、事案の対応策や防止対策、福祉的支援など、市長部局と連携して取り組んでいきます。以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それでは、また次に、総合型放課後事業の状況について、新保学校教育部長のほうから報告をお願いします。

○新保学校教育部長 総合型放課後事業の状況についてですが、まず、留守家庭児童会室の4月1日現在の入室児童数は、4,637人です。待機児童につきましては、4月1日現在で6名となっており、3月末に申し込まれた方や定員を大幅に超えて調整できないところが待機となっている状況で、入室準備が整い次第順次ご案内する予定です。昨年度のこの時期では138名の待機となっており、これについては、放課後オープンスクエアを実施することで選択肢が増えたこと、申込みが多い児童会室の班を増やすなど、受入体制を強化したことで、減少につながったものです。

続きまして、放課後オープンスクエアの登録状況は、4月7日現在で、全学年で3,613人となっております。これにつきましては、全児童1万9,951人に対して18%となっております。また、先日、NHKで本市の総合型放課後事業の取り組みがニュースで取り上げられ、その後、放課後オープンスクエアの申込みも増えているところでございます。引き続き登録受付手続を進める所です。

次に、放課後オープンスクエアの状況ですが、学校ごとに状況が違いますので今後も調査を行っていきますが、現段階では、参加者は土曜日は利用がないところから15人となっており、保護者の就労等により利用している児童が多くなっています。春休みの平日については、子どもたちで誘い合って参加しているようで、1人から37人となっていました。始業式後については利用もどんどん増えてきており、4月17日から1年生の利用が可能となりました。1年生につきましては、目印となる参加タグを配付するなど、迷子にならないような工夫も行ってまいります。今後、参加状況等を入退室管理システムのデータを活用して分析し、子どもにとって、よりよい居場所づくりとなるよう取り組んでまいります。

子どもたちの様子ですが、留守家庭児童会室では、新1年生を迎え、上級生の子どもたちが不安や寂しさで泣いている1年生に優しく声をかけるなど、成長を感じる場面がよく見られます。

放課後オープンスクエアでは、子どもたちから「運動場でボール遊びができる、ここに来たら誰か遊べる友達がいる、いっぱい遊べて楽しいとお姉ちゃんや友達に聞いた、楽しかったのでまた来たい」などの意見を聞いています。保護者の方からは、「安心して遊びに行かせられる、仕事だけでなく、ちょっとした用事するときにも助かる」などの声が寄せられています。以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。

この関係で何かご質問等ございましたら、谷元委員。

○谷元委員 質問というか、申込みが3,613人、18%という報告なんですけれども、今後、どれぐ

らの参加率というか、実際に参加している子どもたちの割合なんかも調べていただいて報告していただくと、徐々に伸びてきているとか、そういったことも分かりますので、またよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それでは、次に、全国学力学習状況調査や大阪府が実施しています、すくすくウォッチの実施状況について、井手内教育指導課長のほうから報告をお願いします。

○井手内教育指導課長 まず、全国学力・学習状況調査についてお答えします。全国学力・学習状況調査は、4月18日に小学校第6学年、中学校第3学年を対象に実施されました。今回の調査では、各教科で資料や文章を基に問題を解決する力や日常生活の場面で考察する力、こちらの力を見る問題が多く出題されていました。

また、今年度は中学校において3年に一度の英語の調査が実施されています。18日当日は、4技能のうち、「話すこと」以外の調査が実施され、「話すこと」調査に関しては、今回、生徒が1人1台端末を使い、初めてオンライン方式で行われています。なお、実施日については5月26日までのあらかじめ指定された日に行われることとなっています。すくすくウォッチについては、小学校第5学年・第6学年を対象に、4月17日から本日4月25日までの間で、各学校が決めた日に実施しています。調査問題については、第5学年は国語、算数、理科及び教科横断的な問題。第6学年は、理科及び教科横断的な問題となっており、全国学力状況調査において理科が調査教科でない年度は、今年度から理科も実施されることになっています。現在のところ特に問題なく行われていると報告を受けております。

今後は、全国学力・学習状況調査においては、学校として自校採点・問題分析を行います。今年度からは児童生徒自らが採点・問題分析を行うことも推奨しており、児童生徒が今求められている学力観を捉え、自己を振り返ることに寄与すると考えています。また、すくすくウォッチの結果も含め、学校としての成果と課題を学力向上プランに反映し、学力向上のPDCAを回していくこととしています。

なお、自校採点・分析結果の調査について、また、学力向上プランについても5月8日に実施します学力向上推進担当者研修のあと、5月15日を提出締切としています。以上になります。

○尾川教育長 ありがとうございます。

この関係で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私から。全国学力・学習状況調査も新聞報道等ではいろいろ英語の関係でうまく行っていないような状況もあるようなことも出てきましたけども、基本的には本人の学力を図っていく中でどれだけうまくできるかなということなので、あまりそこに一喜一憂せずに、きちっと測定してもらおうというのが大事なので、測定できなかった子についてはちゃんと測定できるようにしていくというのが大切かなと思います。

蹉跎小学校だったかと思いますが、ブログに全国学力・学習状況調査の趣旨もきっちり書いていただいているような学校もありました。個人の子どもたち自身のしっかり学びにつなげていくという趣旨で、これを取り組んでいくというのは本当に大事なことだなというふうに思っておりますので、引き続き学力向上に向けて取り組む中で、各校の取り組みというのを注視していき

たいというふうに考えております。

それでは、日程1の教育長報告については、以上といたします。

それでは、日程2、報告第2号、臨時代理事項の報告について（1）職員の定年前早期退職についてから、日程11、報告第11号、（1）職員の人事異動等について（指導主事）については、いずれも職員の人事案件でございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 それでは、報告第2号及び第5号から第9号までについてを今市総合教育部長に、報告第3号、第4号、第10号及び第11号についてを新保学校教育部長に、それぞれ説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま一括上程いただきました報告第2号、臨時代理事項の報告について（1）職員の定年前早期退職についてから、報告第11号、臨時代理事項の報告について（1）職員の人事異動等について（指導主事）まで、順次ご説明申し上げます。

なお、本定例会でご報告させていただきます。各臨時代理事項の報告についての提案理由につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時に代理したもので、同規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

なお、報告第2号から報告第11号につきましては、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。以降、各報告案件について、対象の臨時代理の内容を順次ご説明申し上げます。

議案書1ページ、それから2ページと続きまして、議案書3ページをご覧ください。

臨時代理32号、職員の定年前早期退職について、ご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。以上、簡単ではございますが、報告第2号、臨時代理第32号、職員の定年前早期退職についての説明とさせていただきます。

○新保学校教育部長 続きまして、報告第3号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書の7ページをご覧ください。

臨時代理第33号、職員の人事異動について（幼稚園）につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月30日付で、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容でございますが、同ページから9ページにかけての表に記載の職員計9名について、令和5年4月1日付で人事異動を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第3号、臨時代理第33号、職員の人事異動についての説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書の12ページをご覧ください。

臨時代理第34号、教職員の人事異動について（幼稚園）につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月30日付で、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

議案書13ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容でございますが、まず、市立幼稚園について、上段の表に記載の教職員1名から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

また、本ページの下段から議案書15ページにかけての表に記載の職員計23名について、令和5年4月1日付で任期付幼稚園講師として採用したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第4号、臨時代理第34号、教職員の人事異動についての説明とさせていただきます。

○今市総合教育部長 続きまして、報告第5号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページと続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

臨時代理第35号、職員の普通退職について、ご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第5号、臨時代理第35号、職員の普通退職についての説明とさせていただきます。

続きまして、報告第6号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の20ページ、それから21ページと続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

臨時代理第36号、特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について、ご説明いたします。

議案書23ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容でございますが、表に記載のとおり、特定任期付職員（副教育長）の任期を令和5年4月1日から令和7年3月31日まで更新したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第6号、臨時代理第36号、特定任期付職員（副教育長）の任期の更新についての説明とさせていただきます。

続きまして、報告第7号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書24ページ、それから25ページと続きまして、議案書の26ページをご覧ください。

臨時代理第37号、育児休業代替任期付職員の採用について、ご説明いたします。

議案書27ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容でございますが、表に記載の職員を令和5年4月1日付で育児休業代替の任期付職員として採用したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第7号、臨時代理第37号、育児休業代替任期付職員の採用についての説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の28ページ、それから29ページと続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

臨時代理第38号、フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について、ご説明いたします。

議案書の31ページをご覧ください。

1. 職務代理の内容ですが、本ページから34ページにかけての表に記載の職員42人を令和5年4月1日付で通年任用のフルタイム会計年度任用職員として採用したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第8号、臨時代理第38号、フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用についての説明とさせていただきます。

続きまして、報告第9号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の35ページ、それから36ページと続きまして、議案書の37ページをご覧ください。

臨時代理第39号、職員の人事異動について、ご説明いたします。

議案書の46ページをご覧ください。

令和5年度枚方市定期人事異動の概要でございますが、「1. 目的」といたしまして、公約施策の達成に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図るため、実施したものでございます。

「2. 基本的方針」といたしましては、（1）部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、職員個々の力を最大限に生かした効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。

（2）人事交流や公民連携の取り組み等により、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制をめざす。

（3）組織の活性化とパフォーマンス向上につながる若年登用と女性活躍を推進する。

（4）個々の適性や専門性が生かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高める組織力の向上を図るものでございます。

47ページをご覧ください。

異動者数の状況ですが、教育委員会におきましては、66人が異動となっており、このうち他部局への出向者が17人、新規採用を含む他部局からの出向者が27人、教育委員会内の異動が22人となっております。なお、教育委員会内での昇格者は9人となっております。

恐れ入りますが、議案書の38ページにお戻りください。

他部局へ出向の一覧に記載の職員につきましては、出向先での発令となりますので、参考として記載させていただいております。39ページをご覧ください。

本ページから44ページまでの異動の一覧に記載の職員、及び44ページから45ページの再任用職員の一覧に記載の職員につきましては、課長代理以上は新の機構順・補職順、その他の職員は、機構順・職制ごとの50音順で掲載しております。

以上、簡単ではございますが、報告第9号、臨時代理第39号、職員の人事異動についての説明とさせていただきます。

○新保学校教育部長 続きまして、報告第10号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書48ページ、それから49ページと続きまして、議案書50ページをご覧ください。

臨時代理第40号、教職員の人事異動について（小中学校）について、ご説明をいたします。

議案書51ページをご覧ください。

1、臨時代理の内容につきましてご説明します。

令和5年4月1日付採用の任期を1年とする任期付講師でございますが、議案書51ページから56ページにかけての表に記載のとおり、小学校におきましては、第1学年から第6学年までの本市独自の学級編制の実施及び英語教育推進のため、57名を採用し、各校に配置いたしました。また、中学校におきましては、12名を採用し、うち5名を学力向上の推進を図るため、対象校に配置し、うち7名を生徒指導の体制の充実を図るため、対象校に配置いたしました。

議案書56ページ中段をご覧ください。

教員の海外派遣でございますが、2名の教諭が2年の任期でそれぞれの研修先に派遣されます。また、3名の教諭につきましては、任期を1年延長するものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第10号、臨時代理第40号、教職員の人事異動について（小中学校）の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第11号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書57ページ、それから58ページと続きまして、議案書59ページをご覧ください。

臨時代理第41号、職員の人事異動等について（指導主事）についてご説明をいたします。

議案書60ページをご覧ください。

1. 臨時代理の内容につきましてご説明します。

本市教育の課題となっております、不祥事の根絶、いじめの未然防止、支援教育の充実等に向け、前例に捉われない幹部職員の登用や積極的な部内異動により、各課のさらなる活性化を図る等、これまで以上に事務局が一体となり、充実した教育行政の促進を図るため、指導主事の人事異動及び総括指導主事の指名を行ったものでございます。

まず、令和5年3月31日付の人事異動といたしまして、退職でございますが、表に記載のとおり10名が退職し、学校籍に戻られました。

次ページをご覧ください。令和5年4月1日付の人事異動といたしまして、採用でございますが、表に記載のとおり、12名を採用し、事務局に迎え入れることにいたしました。

次ページに移りまして、異動者でございますが、6名の配置換えを行い、うち2名が昇格いたしました。また、長期研修者ですが、期間を再延長することといたしました。

次ページに移りまして、総括指導主事として、7名を1年の任期で指名することといたしました。

総括指導主事は、課長とともに、常に課全体の業務の進捗状況を共有し、課長が不在のときには適切な指示の下、組織運営を適切に行うほか、民間などの外部との折衝業務等を担うことから、

教頭から任用替えした教員または教頭資格を有する指導主事経験5年以上の者で、当該職務を遂行できる者を指名しております。

以上、簡単ではございますが、報告第11号、臨時代理第41号、職員の人事異動等について（指導主事）の説明とさせていただきます。

以上、報告第2号から報告第11号までの臨時代理事項の報告につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。谷元委員。

○谷元委員 質疑というよりも意見ですけども、報告第9号、それから第11号の職員の人事異動について。11号は指導主事等ですが、今年度の定例人事異動では、部長からも報告がありましたけれども、公約施策の達成に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と技術の刷新を図るということを目的に、教育委員会の異動者は新規採用者を含む66人という異動が行われました。

基本方針にもありますように、部を横断した弾力的な体制や効率的な執行体制を構築し、時代の変化に順応できる柔軟な組織体制を目指し、組織力の向上を図っていただきたいと考えております。

昨年は尾川教育長をお迎えし、新たなスタートを切りました。今年度は新たに総合教育部には今市部長が、学校教育部には新保部長が就任されました。お二人にはそれぞれの部を率いて、部を横断した柔軟な組織体制と重要施策の実現に力を発揮していただき、枚方の教育のさらなる充実と発展に寄与していただけるものと期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして質疑を終結いたします。

これから、報告第2号から第11号までの10件を一括して採決いたします。

本10件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本10件は承認することに決しました。

続きまして、日程12、報告第12号、臨時代理事項の報告について（1）枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第12号、臨時代理事項の報告について、臨時代理第42号、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。

議案書64ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書65ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書66ページをご覧ください。

臨時代理第42号、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定について、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月31日付で教育長が臨時代理したものでございます。

議案書67ページをご覧ください。

本規則は、令和5年3月定例会議において、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例が原案可決となったことに伴い、既存の規則を廃止し、新たに制定するものでございます。

それでは、制定内容について、ご説明いたします。

第1条は、規則制定の趣旨を、第2条は用語の意義を定めております。

第3条においては、委員の数を定めており、第1号委員である教育委員会事務局の職員を1人、第2号委員である校長及び教員を4名、第3号委員である児童または生徒の保護者を2名とするものであります。

なお、第1号委員の教育委員会事務局の職員は、指導主事に限るものとしております。

第4条においては、委員会運営に関し必要な事項は教育長が別に定めるものとしております。

最後に、附則としまして、本規則の施行日を令和5年4月1日とし、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第42号の説明とさせていただきます。

報告第12号、臨時代理事項の報告について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑なしと認めます。

これから、報告第12号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程13、報告第13号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正についてを議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 続きまして報告第13号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書の68ページ、それから69ページと続きまして、議案書の70ページをご覧ください。

臨時代理第43号、枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について、ご説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、令和3年6月に改正地方公務員法が公布され、令和5年4月から職員の定年が段階的に引き上げられるとともに、従来の再任用制度は、定年前再任用短時間勤務制に改められることになりました。

これにより、規則の条文中に「再任用短時間勤務職員」の語がある場合は、これを「定年前再任用短時間勤務職員」に改める必要が生じたことから、所要の規則の改正を行ったものでござい

ます。

議案書71ページをご覧ください。

次に、改正の内容でございますが、今回改正いたしましたのは、「枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」、「教育長に委任する事務等に関する規則」、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の3件の規則で、これらの条文にある「再任用短時間勤務職員」の語を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めたものです。

附則では、この一部改正規則を令和5年4月1日から施行することと、定年の65歳への引上げが完了するまでの間、暫定的な再任用制度に基づく再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすることを定めております。

改正前後の条文の異同につきましては、議案書72ページから74ページにかけての新旧対照表をご覧ください。

以上、簡単ではございますが、報告第13号、臨時代理第43号、枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第13号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程14、報告第14号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正についてを議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 続きまして、報告第14号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書75ページ、それから76ページと続きまして、議案書の77ページをご覧ください。

臨時代理第44号、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、先般、管理職手当に関する規則が改正され、総括指導主事や副総括指導主事の職務に対する管理職手当が規定されることになりましたが、これにより、従来、教育委員会規程に置かれていた総括指導主事等の根拠規定を、改めて規則に置き直す必要が生じたことから、所要の改正を行ったものです。

議案書78ページをご覧ください。

次に、改正の内容につきましては、部長や課長といった役職ごとの職務の内容を規定している枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則第4条に、総括指導主事と副総括指導主事の担当事務を定める項を新たに加えたものとなっております。

なお、担当事務の内容は、従来、総括指導主事等に関する規程において定められていたものと同じとなっております。

附則では、この一部改正規則を令和5年4月1日から施行することを定めております。

改正前後の条文の異同につきましては、議案書79ページの新旧対照表をご参照ください。

以上、簡単ではございますが、報告第14号、臨時代理第44号、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。

これから、報告第14号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程15、報告第15号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市学校運営協議会規則の一部改正についてを議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第15号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書80ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書81ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書82ページをご覧ください。

臨時代理第45号、枚方市学校運営協議会規則の一部改正について、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月31日付で教育長が臨時代理したものでございます。

議案書84ページの新旧対照表をご覧ください。

このたびの規則改正は、第4条第2号における委員につきましては、昨今の情勢等に鑑みまして、PTAからの推薦に加え、PTAがない学校においては、当該学校の校長が推薦することを可能にするものです。

議案書83ページにお戻りください。

附則としましては、本規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第45号の説明とさせていただきます。

以上、報告第15号、臨時代理事項の報告について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。谷元委員。

○谷元委員 今、説明していただいたんですけども、今のほうで(2)のところにはPTAがない対象学校とありますが、PTAがなくなった学校があるようですけども、その経緯やPTA活動が担ってい

た活動を今後学校がどのようにされるお考えなのか。委員会が把握されていることを教えてください。

また、今回の改正により、PTAがない対象学校にあつては、当該対象学校の校長が推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者となりましたが、具体的に今後どのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 過日、岩谷副教育長と当該校へ訪問し、校長より経緯の聞き取りを行いました。当該校のPTAがなくなった経緯につきましては、PTAでは、仕事や子育てを行いながらPTA活動へ参加することへの負担感による役員の担い手不足などの課題があり、保護者へのアンケート結果等も踏まえて、PTAの解散について、令和4年度のPTA総会にて決定されたとのことでした。

これまでPTAが担っていた活動につきましては、子どもたちの登下校の見守り及び運動会や参観日など学校行事でのお手伝いなどがあります。学校長としては、子どもたちの安全・安心な学校生活を守っていくためにも、学校と保護者と地域の方々とのつながりは大事にしていかなければならないと考えており、できることを、できるときに、できる人が活動をしていただくというコンセプトで、学校より、適時、保護者への協力依頼を行っていくとのことでした。

また、今後の保護者の活動におけるコミュニティ・スクールへの関わりについても検討していきたいとのことでした。

PTAがなくなった学校においては、今後新たな保護者会の立ち上げなども検討されていると聞いているところです。今回の規則改正に伴う保護者の推薦は令和6年度の委員の選任から適用される場所ですが、その推薦に当たっては、こうした保護者会との連携も踏まえながら、学校運営において保護者の皆さんの意見が適切に反映されるようなものとなるように校長にも指導助言してまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。

PTA活動が廃止されるということは保護者同士のつながりも少なくなり、学校教育活動への理解や意識も薄れるのではないかと危惧するところです。コロナ禍でPTA活動も以前に比べ活動を減らしてきていると聞いています。共働きの家庭や母子家庭、父子家庭も増える中、保護者の方々に学校教育への理解を深めてもらうため、様々なご協力をPTAにお願いしてきた経緯があります。また、PTAは家庭、地域、学校を結ぶかけ橋としての役割も担っていただいております。

学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールについて、学習指導要領では「これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し、社会に開かれた教育課程の実現を目指していくことが重要である。」と示されています。学校が保護者や地域住民等、お互いの情報や課題を共有し、未来を生きる子どもたちのためにという共通の目標、ビジョンを持ち、地域の知恵や活力を学校づくりに生かすことができるよう、教育委員会の支援を今後もよろしくお願いいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、質問等ございますでしょうか。

ちょっと私のほうからも追加で。もう少しPTAの現況について確認しておきたいんですけども、今、説明がありましたPTAがなくなった学校というのが、まずはどこなのか。あるいは、なくなる可能性がある学校があるのか。その辺りを説明してもらいたいのと、それから、今PTA協議会でどんな議論が行われているのかとか、PTAの現状について分かる範囲でいいんですけど、説明をお願いします。北田学校支援課長。

○北田学校支援課長 まず、PTAが解散された学校でございますが、殿山第二小学校と蹉跎東小学校でございます。

殿山第二小学校のPTAに関しては、令和5年3月31日をもって解散をされています。蹉跎東小学校のPTAにつきましては、令和5年3月31日で活動自体は終了ということで活動はもう行っていないということですが、PTAの会費が残っているということで、今後、会費を消費した時点で完全に解散すると聞いております。

まず、殿山第二小学校につきましては、この間校長先生と情報共有をする中で、先ほど井手内課長のほうからもありましたけれども、PTAが解散することで、児童の登下校の見守り、あとは学校行事における保護者の手伝いなどでの影響が考えられるということで、校長先生としましては、保護者の組織が完全になくならないように、できる人が、できる活動を、できる日に行ってもらうことで、保護者の活動を継続してほしいと考えておられます。

先日、4月22日には、保護者へPTAの解散の報告をされています。報告後、保護者会の立ち上げについても、「殿二フリー保護者会」というような仮称ではあるみたいですが、保護者会の立ち上げについての提案をされています。報告会への参加は27人ということでは聞いておりますけれども、その中で行事等に協力していただいた保護者がけがをされた場合の保険についても、これまではPTA独自で加入されていたんですけども、それがなくなりますので、保険加入についての提案はされています。

保護者のほうからは、保護者会の立ち上げについては少し時間をかけて考えていくことや、役員をつくるかではなくて、具体的な協力内容について学校からの呼びかけがあれば保護者間でも声かけをしながら協力を、当然のことながら協力は行っていくといったご意見をいただいているとのことでした。

また、4月10日ですね。学校の始業における登校班での見守りにつきましても、4月7日に学校よりミルメールで子どもたちの安全安心のために登校班への付き添い協力等をお願いしたところ、各地域で保護者同士で声かけをしていただいて、多くの保護者の協力をいただいたということで、今後も引き続き保護者に対して登下校の見守りについても学校より呼びかけを行っていくということは聞いております。

また、蹉跎東小学校のPTAにつきましても、同様の課題がございますけれども、児童の登下校の見守りにつきましては保護者へ継続的に協力依頼を学校より行っていくことであったり、学校行事等における保護者の協力依頼については、現時点で保護者の活動中のけが等の保険対応がないことをお知らせをした上で、安全な作業などをなるべく協力依頼していこうかなといったところは校長先生から聞いています。

また、PTA協議会のほうからも、今後、これまでもそうなんですけれども、各PTA、会員PTAでの課題であるとか困りごと等を聞きながら、こちらも教育委員会とも情報共有をしてサポート、教育委員会がサポートや助言ができるところは積極的にPTA協議会を通じて行っているところではありますけれども、今後も引き続き、ここは徹底を図っていきたいというふうには考えております。

今のところ、ここがPTA解散になるというのは、直接まだ聞いてはおりませんけれども、今後も情報共有はしていきたいと考えております。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。谷元委員。

○谷元委員 先ほど、教育委員会の支援、よろしくお願ひしますということで、しっかりとさせていただけるものというふうに思っていますが、例えば、私も校長をしていて一番PTA活動で人気があったのは給食試食会なんです。申込みが結構あって、それをPTAの方にお願ひしてお金も集めてもらうとかいうことをやっぱりしてたんですね。それを、学校がPTAの代わりにするということではなくて、やっぱり委員会ではおいしい給食課があって、そこで給食試食会もやっていただいたりするんですけど、その辺のところも、今後各課で何ができるかとか、どういったところを支援していけばいいのかということをおね、ちょっと話し合うとか相談してもらって、やっぱり進めていっていただきたいし、なくなった学校も給食試食会についてはどうですかというようなことも聞いていただきながら、進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○尾川教育長 ありがとうございます。

本当に全くおっしゃるとおりで、このPTAの問題というのは、恐らく保護者の働き方が共働きになってくるという中で、よく小1の壁とか、そういったような話で、だからこそ放課後の総合型事業が必要になってきているとか、そういったものともつながりもあるんじゃないかなというふうに思います。結局、そこら辺で保護者の方もなかなか協力しにくいというような流れもあるんじゃないかなと。あるいは、全国でPTAが解散する方向といったような報道があった中で、そういった方向も出てきているんじゃないかとかですね。様々な情報が行き交う中での話も出てきているのかなとは感じているところです。

ただ、実際問題そういう保護者の方の負担という問題と、やっぱり学校がこれまでPTAを通じて協力していただいたことという、その感謝の部分と、それを全部が全部同じままにこの見直しをするというのは、もうちょっと厳しい時代になってるかなというところで。そこを今、谷元委員がおっしゃったように、教育委員会でできることがあればそこをシェアしていくとか、あるいはもうそもそもこの必要がない、この言い方も正しくないのかもしれないんですけども、業務とか学校の活動全体で見直しができないのかとか。そういったようなことも含めて、いろいろな形の中でPTA活動というものをどういうふうにする。本来であれば、学校というのはやっぱり地域、保護者、それで子どもたちというようなところから成り立っておりますので、皆さんが協力して教育に携わっていくというような流れになるのかとは思いますが、そういった形の中で負担が厳しいということであれば、そもそも論の学校教育活動の在り方というところの見直しという部分も必要んじゃないかなと思います。そういったところも含めて整理をしていきなが

らやっていくという意味でも、教育委員会のサポートというところは一定していかないといけないのかなど。特に保護者の方というのは、やっぱり年単位でどんどん入れ替わっていくということになりますし、大体役員の方も1年単位で交代というところが多いんじゃないかと思しますので、そういった中でいろんな議論をしながら、このPTA活動を見直していくということ自体も結構難しいことじゃないかなとは思っていますので、教育委員会のサポートというはやっぱり考えていく必要があるのかなというところも思っております。

自治体の中には教育委員会がサポートしているというような例もあると聞いておりますので、ちょっとそういったところも研究しながら、PTA活動そのものは教育委員会の業務そのものではない、社会教育活動の一部になりますので、直接的に何かできるということではないんですけども、そういった情報提供等を通じて様々なこれまでの支援をいただいているというところを、いかにお互いのシェアというかですね、中で、子どもたちの教育活動をいかに高めていくかというところにつなげていければいいのかなというふうには考えております。

そのほかよろしいでしょうか。中西委員。

○中西委員 私、昨年度PTA会長しまして、先生たちとのつながりも多かったり、すごく勉強になった1年だったし、私は逆に非会員を今年度減らして引き継ぐことができたのですが、枚方の保護者の方に聞くと、やっぱり消滅してきていて、もう選べるような状態になってると聞いてます。やっぱり先生たちの負担が増えることになっても違うなとも思いますので、教育委員会ができるだけ負っていただくというか、消滅しかかっているところも把握していただいてサポートできるところはしていただきたいし。親の立場からすると、やっぱり先生たちが業務増えることはあってはならないと思いますので、その辺りよろしくお願いします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

その辺り、総体的には働き方改革も含めて、やっぱり何が本当に必要なのかということと、誰がどうシェアするのかという観点でしっかり考えるということが必要なのかなど。そういった熟議をすること自体がこれからの教育活動の中では必要だと思います。何か答えがあって、すべき、あるべきみたいな話というよりは、関係者皆さんでいかによりよい教育活動になっていくかということを検討していくことが必要なと思いますので、まさに中西委員がおっしゃった部分をしっかり、その視点を忘れないようにということは教育委員会のサポートの中に入ってくるのかなとは思っています。その辺りもちょっと検討、研究してまいりたいなというふうに思っております。

それでは、これをもちまして、質疑を終結いたします。

これから、報告第12号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程16、報告第16号、臨時代理事項の報告について(1)総括指導主事等に関する規程の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 続きまして、報告第16号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

す。議案書85ページ、それから86ページと続きまして、議案書の87ページをご覧ください。

臨時代理第46号、総括指導主事等に関する規程の廃止について、ご説明いたします。

まず、廃止の理由でございますが、先ほどの報告第14号において、総括指導主事等の根拠規定を規程から規則に改める必要が生じたため、職制規則の改正を行った旨をご報告いたしましたが、総括指導主事等に関する規程の廃止は、これに伴うものでございます。

条文につきましては、議案書88ページをご覧ください。

附則では、この廃止規程を令和5年4月1日から施行することを定めております。

以上、簡単ではございますが、報告第16号、臨時代理第46号、総括指導主事等に関する規程の廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第16号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程17、報告第17号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 続きまして、報告第17号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書89ページ、それから90ページと続きまして、議案書の91ページをご覧ください。

臨時代理第47号、枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について、ご説明します。

まず、改正の理由でございますが、先ほどの報告第13号でご説明した再任用制度の改定に対応するため、規程の条文にある「再任用短時間勤務職員」の語を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める必要が生じたためでございます。

議案書の92ページをご覧ください。

次に、改正の内容につきまして、人事評価に関する標準的な職を定めている、枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程別表第1にある「再任用職員」の語を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めたものとなっております。

附則では、この一部改正規程を令和5年4月1日から施行することと、定年の65歳への引上げが完了するまでの間、暫定的な再任用制度に基づく再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員と同様の取扱いにすることを定めております。

改正前後の条文の異同につきましては、議案書93ページの新旧対照表をご参照ください。

以上、簡単ではございますが、報告第17号、臨時代理第47号、枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第17号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程18、報告第18号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正についてを議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第18号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書94ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書95ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書96ページをご覧ください。

臨時代理第48号、枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年3月31日付で教育長が臨時代理したものでございます。

議案書97ページをご覧ください。

今回の改正は、庁内委員会として、中学校部活動の在り方検討委員会を設置するためのものでございます。

議案書98ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容は、同規程の別表中の「教育課程検討委員会」の項の次に、「中学校部活動の在り方検討委員会」を追加するものでございます。

改正により、新設する委員会の名称は、「中学校部活動の在り方検討委員会」、目的は、「市立の中学校におけるクラブ活動の在り方について検討するため」、担当事務は、「中学校部活動の地域連携に関すること」、「中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関すること」、委員長は「学校教育部長」、副委員長は「観光にぎわい部長」、所管部署は「教育指導課」でございます。

議案書97ページにお戻りください。

附則としましては、本規程は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第48号の説明とさせていただきます。

以上、報告第18号、臨時代理事項の報告について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

これから、報告第18号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程19、報告第19号、委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導についてを議題としたいと思いますが、本件及び次の報告第1号、臨時代理事項の報告についてにつきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第19号と報告第1号は非公開といたします。

これに合わせまして、会議冒頭で案件として追加した日程21、議案第1号には非公開情報が含まれておりませんので、日程21を19に繰り上げて次の議題とし、元の日程19と20をそれぞれ日程20と21に繰り下げ、日程19の後で議題といたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程19、議案第1号、支援教育充実審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま、上程いただきました議案第1号、枚方市支援教育充実審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

追加議案書1ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

追加議案書2ページをご覧ください。

1. 委員の委嘱でございますが、枚方市の支援教育充実を目的として新たに設置した、枚方市支援教育充実審議会において審議を行うため、委員として委嘱する者といたしましては、これまでの支援教育について総括した上で、就学相談、個別の教育支援計画、個別の指導計画、個々に応じた指導方法、教員研修、教材や教室などの支援教育に関わる様々なテーマごとに、今後の枚方市の支援教育の在り方や質の向上方策について議論するため設置した枚方市支援教育充実審議会において審議を行うための委員を新たに委嘱するものでございます。

委嘱委員につきましては、3ページの枚方市支援教育充実審議会委員候補者名簿をご覧ください。表に記載のとおり、学識経験を有する者、教育、福祉、臨床心理に関する専門的知識を有する者及び支援を必要とする児童生徒の保護者等で構成する合計15名であり、委嘱期間は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、枚方市支援教育充実審議会委員の委嘱についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 それでは、質疑に入ります前に、この委員候補者の経歴、あるいは推薦された推薦方法、そういったこの経緯について説明お願いしたいと思います。倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 柏木充部長は、枚方市立ひらかた病院小児科部長です。市内未就学児か

ら小児科が対象となる年齢までの全ての配慮を要する子どもに対して深い見識を持っておられます。

山下敦子教授は、長きにわたって枚方市の学力向上に携わってこられました。国語科教育を中心に授業改善でお世話になっておりますが、障害児教育、障害児心理についても深い見識を持っておられます。

相澤雅文教授は、枚方市では専門家派遣事業にてお世話になっております。現在活用している個別の支援計画を統一様式にする際に、検討会の中心となっていただきました。障害特性や特別支援教育について深い見識を持っておられます。

野口晃菜先生は、箕面市の支援教育充実検討委員会委員でおられ、文部科学省での通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議の委員でもあられます。枚方市で導入しております教育支援アプリ、LITALICO研究所の所長でもありました。

次に、小寺鐵也教授は、枚方市福祉事務所の服部所長の紹介、推薦をいただきました。種智院大学では市町村福祉行政について研究されており、児童生徒の社会的自立という観点からも専門的なご意見をいただけると考えております。

奥出久美先生は、枚方市では専門家派遣事業で長きにわたってお世話になっております。臨床心理カウンセラー大阪心理カウンセリングセンター代表です。公認心理士としての専門的な見地からご意見をいただきます。

弁護士からは、渡邊かおり先生です。本市スクールロイヤー、峯本先生からご紹介いただき、本審議会委員として推薦していただきました。

以上、7名の学識者についてのご説明になります。

続きまして、教育に関する専門的知識を有する者は、小学校校長会から武田正道先生、中学校校長会からは栂山佐由里先生です。この区分は校長会で論議いただき、この2人が選出されました。

教育に関する専門的知識を有する者、支援教育コーディネーターの区分は、小学校から内田順子先生、中学校からは東野恵子先生です。2人の選出については校長会から推薦をいただきました。

審議会の市民の公募状況につきましては、小学校保護者の区分について5名、中学校保護者の区分についてはゼロ名、一般市民の区分について3名の応募がありました。4月21日に抽選を行いました。一般市民の区分は1名の方には資格がありませんでしたので抽選は2名で行いました。小学校保護者区分に応募された方の1名が中学校保護者の区分での再抽選を希望されておりましたので、全ての区分での市民委員が決定いたしました。説明は以上になります。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今、審議会委員の委嘱について説明されたんですけども、支援教育充実審議会の設置について、他市の状況をお聞かせいただきたいなと思います。また、本市の審議会は公開されるおつもりなのでしょうか、教えてください。

○尾川教育長 倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 府内の他市町村全ての状況を聞き取りできてはませんが、箕面市では令和4年度に開催されたと聞いています。学識経験者や小中学校の校長、支援学級担任、支援教育介助員や支援学級保護者会の方が参加され、支援教育の充実について教育委員会の諮問に応じて調査及び検討を行い、意見を答申したと聞いています。

本市の審議会につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に則り公開いたします。以上です。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。今年度から新たに、先ほど候補者の名簿ということで15名の委員を委嘱して、支援教育の在り方や質の向上方策について審議していただくということになっております。支援教育充実審議会は、担当事務としては、生活上、または学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議というふうになっております。学校教育における指導については、教員の指導力向上や支援教育ソフトを活用した指導方法について、研修や実践研究を調査し、各専門分野の方からのご意見と、それから保護者、市民の方からのご意見を審議し、具体的な質の向上方策についてのご助言をお聞きしたいと考えております。

支援の充実については、配慮を要する児童生徒の状況をしっかりと把握し、課題に応じた手だてやアセスメントについて、また、個に応じた教育的ニーズを把握するための就学相談の在り方など、支援教育の在り方について専門分野の方からの見方、保護者、それから市民の方からのご要望等、様々な観点から審議していただいて、ご指導、ご助言をお願いしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○尾川教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程20、報告第19号、委任を受けて執行した事項の報告について(1)生徒指導についてを議題といたします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(日程20及び日程21は、非公開案件のため不掲載)

(ここまで不掲載)

○尾川教育長 ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。これをもちまして、令和5年第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

署名欄

_____(教育長) 尾 川 正 洋_____

_____(教育委員) 谷 元 紀 之_____